

第二百四回国会 議院 運営委員会 議録 第二十二号

令和三年四月二日(金曜日)

正午開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君 理事 井上 貴博君

理事 福田 達夫君 理事 井野 俊郎君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君 理事 武部 新君

古賀 篤君 理事 伊藤 俊輔君

根本 幸典君 理事 遠藤 敬君

塩川 鉄也君 理事 浅野 哲君

副議長 大島 理森君

國務大臣 赤松 広隆君

(内閣官房長官) 加藤 勝信君

事務総長 岡田 憲治君

政府特別補佐人 近藤 正春君

(内閣法制局長官)

本日の会議に付した案件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等の報告に関する件

本日の本会議の議事等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

まず、趣旨説明を聴取する議案の件についてありますが、地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、これに対する質疑を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、本条約の趣旨説明は、茂木外務大臣が行います。

本条約の趣旨説明に対し、立憲民主党・無所属の小熊慎司君、国民民主党・無所属クラブの山尾志桜里君から、それぞれ質疑の通告があります。質疑時間は、小熊慎司君は十五分以内、山尾志桜里君は五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、趣旨説明を聴取する議案の件
地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件

趣旨説明、外務大臣 茂木 敏充君
質疑通告 時間 要求大臣、
小熊 慎司君(立民) 15分以内 外務、農水、
経産、厚労
山尾志桜里君(国民) 5分以内 外務

○高木委員長 この際、内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等について、内閣官房長官から報告を聴取いたします。加藤内閣官房長官。

○加藤國務大臣 この度、内閣として国会に提出した法律案及び条約に相次いで誤りについて判明いたしました。こうした誤り、特に条文の誤りについては極めて遺憾に思っており、心からおわびを申し上げます。

こうした事実を受け、既に国会に提出した全ての法律案及び条約について再点検を行ったところ、再点検までに判明していた法律案等の誤りに

加え、条文の誤りが三本の法律案において四件、参考資料の誤りが十八本の法律案において七十七件判明いたしました。

これにより、条文の誤りは、合計四本、十二件、参考資料の誤りは、合計二十二本、百二十二件となり、所管府省庁等は十三に及ぶことが判明したところでございます。

以上については、三月二十五日の理事会において御報告をさせていただきました。

政府として、今般の事実を重く受け止めており、今後、実効性のある再発防止策を、政府一丸となつてしっかりと検討し、実行してまいります。

このため、三月二十六日には、総理から、特に誤りが判明した府省庁等に対し、原因の徹底究明と再発防止策の検討に全力を挙げるよう指示するとともに、私から、各事務次官に対し、関係機関とも緊密に連携しながら、実効性のある再発防止策をしっかりと議論すること、その際、デジタル、ICT技術を積極的に活用する形で、業務プロセスそのものを見直ししていくといった観点を含め、検討を行うよう指示をしたところであります。

これを受け、三月三十一日、誤りの再発防止に向けて、各府省庁共通の課題を抽出し、府省庁横断的に解決するための法案誤り等再発防止プロジェクトチームを発足させ、杉田内閣官房副長官をチーム長とする検討をスタートさせたところであります。

以上、全体状況について御説明をさせていただきました。各法案等の誤りの詳細につきましては、各所管委員会において、必要に応じ、各担当府省庁より御説明をさせていただきますと存じます。

今後、再発防止に政府一丸となつてしっかりと

取り組み、国会及び国民の皆さんの信頼を取り戻すべく、全力を尽くす所存でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員 自由民主党の盛山正仁です。時間が限られておりますので、早速ですが、内閣提出法律案及び条約の再点検の結果等について質問を行つてまいります。

加藤官房長官が入省された当時もそうであったのではないかと存じますが、私が入省しました昭和五十二年には、運輸省のコピー機はまだ湿式のものや青焼きと呼ばれるものが残つておりまして、ワードプロセッサもパソコンも存在していませんでした。国会答弁も手書きで清書しておりまして、現在のように簡単に何部でもコピーできるといふ状況ではありませんでした。

法律、政令、省令などは、職場におられた邦文タイピストに、カーボン紙を挟んで八枚タイプしてもらつておりました。ですから、一字でも間違えると、初めから全部打ち直すこともありまして、そのため、係長や係員は、法令の文章に間違いがないよう、かぎ、行なう、かぎ閉じを、かぎ、行う、かぎ閉じに改める、マルといったように、読み合わせを行つておりました。

それでもミスをお犯すことは当然ありまして、そのようなときには、ペタンのタイプの方から、また初めから打ち直しをしなくてはならないじゃないの、いいかげんにしてよと怒られたものであります。

また、官報に掲載する法令については、大蔵省印刷局に提出した際、間違いがありますと、原稿誤り、あるいは印刷局が間違えた場合には、印刷

ように、国民の皆さんの権利義務に関わる罰則に係る条文に誤りがあつたこと、そして、その誤りが担当者に認識された段階で速やかに国会及び国民の皆さんに報告がなされていなかったこと、これは大変重く受け止めていくところであります。

感染症法の誤りについては、三月の全庁庁における今国会提出法案の総点検の中で、厚労省において、成立済みの新型インフル特措法の感染症法改正部分の法案提出時の条文に誤りを発見し、報告がなされたところであります。

これを受け、一連の過程の確認を厚生労働省で行つたところ、条文の誤りについて、一月の法案の修正作業の土壇場のタイミングで、衆議院法制局の指摘で担当者の一部が認識をしていた、しかしながら、局内幹部に共有されるに至つていなかったということが明らかになりました。当該担当者は法案審議に向けた対応あるいは衆議院修正案への対応等行う中で局内幹部への報告に至らなかったと聞いておりますが、担当者の認識も甘く、報告するという意識が希薄だったのでないかという指摘、これは免れないと受け止めております。

いずれにせよ、結果的に修正されているとはいえ、提出法案の条文に誤りがあつたこと、そして、その誤りが担当者に認識された段階で、省内に認識の共有がなされず、速やかに報告等適切な対応がなされなかったこと、これはあつてはならないというふうに考えており、こうした点も含めて、このプロジェクトチームにおいてしっかりと検討していき、万が一、誤り等が起きた場合にも、組織内で速やかに共有され、適切な対応が取れるなど、体制の整備も図っていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 なぜこのような誤りが相次いだのか。第一点、効率化重視の民間手法が行政に持ち込まれ、国民の権利義務に係る業務だという意識が公務員に希薄になったのではないか。行政のデジタル化も、間違つたら直せばいいといった、間違

いを容認する安易な風潮を生じさせたのではないかと。

また、規範意識を保持し実務を担ってきた公務員が減ってきているのではないかと。公務員削減の影響が出ていないのではないかと。

また、デジタル関連法案やコロナ対策の特別措置法等、菅政権が拙速に政策を推進したことがこのような誤りの要因となつていないかと。そして、大本には、公文書の改ざん、隠蔽、虚偽答弁といった安倍政権以来の政権のおろがかり、それが官僚にも浸透した結果ではないかと。以上、この点についてお答えいただきたい。

○加藤国務大臣 行政におけるデジタル化等による業務の効率化でありますけれども、こうした効率化を図ることは、職員がその持てる力を十二分に発揮し、行政サービスの質の向上につなげ、国民生活の利便性を向上させるためにも重要であると考えているところであります。

また、今回、誤りの原因として、先ほど申し上げた、人員体制、システムに関連する誤り、認識の問題等が指摘をされていくところであります。職員間に規範意識の低下、おろがかりが生じているといったことによつてこうしたミスが生じていることは承知をしておらず、担当職員においては真摯に職務に当たつておられるものと考えております。

また、公務員削減の負の影響との御指摘であります。政府においても、必要な部局には必要な体制整備を行つていくところであります。

御指摘のデジタル改革関連法案については、政府としても、喫緊の課題であるデジタル化についてもスピード感を持つて対応するなど、いずれも社会的なニーズに的確に対応するべく、必要な法案を今国会に提出する準備を進めたものであり、拙速という認識は私どもは持つていないところであります。

を究明し、そして、今後の、こうしたミスが再び起こらない、こうした対策をしっかりと講じていきたいというふうに考えております。

○塩川委員 誤りが決して繰り返されないということを強く求めて、質問を終わります。

○高木委員長 次に、遠藤敬君。

この問題が生じたときに、議運の理事会でも、私から要望いたしますか、お願いもさせていた。たまたま、坂井副長官、また、御法川筆頭にも、委員長にもお願いをしましたけれども、これは、内閣が提出した法案を一度見直していただけないかと、こういつたことがあるかも知れないので確認をしていただきたいということ、私からも要望、お願いをさせていただきます。各役所の方からも御説明をいただきましたけれども、これは自助努力といえますか、各省庁が努力をされて見直されたと思えますので、ここはとしたいと思ふんです。

今後こういうことのないようにどうするか。先ほどから、長官からも、法制局長官からもご説明をいただきました。そういうことなんですから、私も、それ以上でも以下でも全くありません。なので、今後、そういう再発防止をどうしていくかということだと思つていますが、法制局長官に確認をしたいんですけども、あつてはならないことである。効果の変動があるのかどうかをお答えいただきたいと思ふんです。

○近藤政府特別補佐人 お答えいたします。国会の議決の対象となり、法律となるのは条文部分でございますので、参考資料の誤りが、成立した法律の法的効果に影響することはないものと考えております。

○遠藤(敬)委員 加藤官房長官にもお聞きしますが、人の目を通すといえますか、その目が少ないのではないかとこのことを議運の理事会でも申し上げさせていた。目ではもう難しい。働き方改革もあり、しかし、こういうミスは犯してはならないという、本当に難しい時代だと思ふんですけれども、これは外部に出すというのは駄目なんですか。長官にお伺いします。

また、確認強化すべき、これが基本的な対応だと思ふますが、それだけでは、今委員御指摘のように、現場の負荷をいたすに増やし、それは再発防止に、実効性の確保にもつながらないというところは十分あり得ると考えておりました。今、プロジェクトチームにおいては、現場でいろいろこうした作業に取り組んできた、そうした方々の視点もしっかりと踏まえ、デジタル、ICT技術を積極的に活用する中で、業務フローの見直しを行つていきたいと考えております。また、範囲が当然あるとは思いますが、可能なものであれば外部の力をおかりすること、これも十分あるのではないかとこのように思ふんです。

○遠藤(敬)委員 終わりますけれども、こうやって調べて、また短時間で洗い直したという経緯もあると思うので、結局、無駄な時間をつくつてしまった。それを出す前にきちっとチェックしてればこの二度手間がなかったわけなので、彼ら自身も大変な思いをされたと思うので、彼ら自身にやるのは最初にしておきましょう、ただ単にそれだけのことだと思つておきましょ、長官も法制局長官も大変だと思つても、爾後、こういうことのないようにお願いをしたいと思ふんです。終わります。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願ひいたします。

今回、法案のミスに関する件について、まとめで四か質問させていただきますので、御答弁をお願いいたします。

まず一点目は、政府内における法案作成のスケジュールについてであります。

